

事故以前から帰還困難区域（大熊町）に自宅を有していたが、原発事故時には家族揃って福島県外に居住していた申立人ら夫婦について、申立人ら夫婦は申立人夫の定年退職により平成23年9月に自宅に戻る予定であったこと、自宅を離れていた際の自宅の保守管理状況等の事情を踏まえ、申立人ら夫婦について平成23年10月分以降1か月10万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に基づく精神的損害700万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、及び同X2（以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人 東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1記載の損害項目についての和解金として、金4272万2567円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙2物件目録記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価値の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成28年1月21日

(仲介委員 篠島正幸)

別 紙 1

項 目	小項目	期 間 等	和解金額
申立人 X 1			
避難費用	住居費	平成 23 年 9 月 15 日～ 平成 25 年 9 月 14 日	2,700,000
	敷金	平成 23 年 9 月 15 日～ 平成 25 年 9 月 14 日	48,549
	駐車場代	平成 23 年 9 月 15 日～ 平成 25 年 9 月 14 日	624,000
財 物	家財		5,950,000
	仏壇		400,000
	別紙 2 物件目録 1 記載の土地 (住居確保損害を含む)		5,639,008
	別紙 2 物件目録 2 記載の建物 (住居確保損害を含む)	備考：持分割合 2 分の 1	1,531,151
	上記建物に係る構築物・ 庭木	備考：持分割合 2 分の 1	149,354
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	平成 23 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 11 月 30 日	5,000,000
中間指針第四次追補第 2 の 1 (指針) I) ①に基づく精神的損害			7,000,000
申立人 X 2			
財 物	別紙 2 物件目録 2 記載の建物 (住居確保損害を含む)	備考：持分割合 2 分の 1	1,531,151
	上記建物に係る構築物・ 庭木	備考：持分割合 2 分の 1	149,354
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	平成 23 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 11 月 30 日	5,000,000
中間指針第四次追補第 2 の 1 (指針) I) ①に基づく精神的損害			7,000,000
和解金額合計			42,722,567

(別紙 2 物件目録省略)